



福祉・人権

地域包括支援センター運営協議会の傍聴を

時10月18日(金)、午後2時から、所口一ズ W A M 501・502、定先着10人(当日空きがあれば傍聴可)、申電話またはファックス(住所・氏名・電話番号を記入)で、相談支援課 ☎ 655・2758、FAX 622・0655

子ども・若者自立支援センター「へるす」のご利用を

所同センター(片桐町4-7)、対おむね40歳までのひきこもり、ニート、不登校等の子ども・若者またはその保護者、内面談、訪問支援、居場所利用、同行支援、同センター ☎ 646・5526(火・日曜日、祝日休み)

介護保険サービスの利用者負担額を軽減

社会福祉法人が提供するサービスを利用する場合、一定の要件に該当する人の利用者負担の一部を軽減します。

対次の△□いずれかに該当する人、△次の全てに該当し、市が認定した人、①市民税非課税世帯、②世帯の年収が単身世帯で150万円(世帯員が1人増えることに50万円加算した額)以下、③世帯の預(貯)金等の額が単身世帯で350万円(世帯員が1人増えることに

100万円を加算した額)以下、④日常生活のために必要な資産以外に活用できる資産がない、⑤医療保険の扶養家族ではない、⑥親族等の援助が期待できない、⑦介護保険料を滞納していない、⑧生活保護受給者、□「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援受給者、内△利用者負担額(10%相当分)・食費・居住費・宿泊費・滞在費の25%(高齢福祉年金受給者は50%)、□□個室居住費または滞在費全額、□利用先の社会福祉法人または長寿介護課 ☎ 620・1639

調理が困難な高齢者に配食を実施

対おむね65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者世帯等で、調理が困難かつ安否確認が必要な人、内市委託事業者が栄養バランスの取れた食事を週2食まで自宅に届ける、¥1食あたり50円(市民税非課税世帯、生活保護受給世帯は40円)、申担当のケアマネジャー(いない場合は各小学校区の地域包括支援センター)、内長寿介護課 ☎ 620・1637

ひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業のご利用を

在宅で生活する要介護1以上のひとり暮らし高齢者・高齢者世帯に、介護保険制度対象外の簡単な作業等のサ-

ビスを提供します。内ごみ出し、窓ガラスの清掃、電球取替え等、1回30分以内、月2回まで、¥1回250円(市民税非課税または生活保護受給者は1回150円)、申長寿介護課 ☎ 620・1637

訪問理美容サービス事業のご利用を

対在宅で生活する外出困難な要介護3〜5の65歳以上の高齢者、内府理容生活衛生同業組合、府美容生活衛生同業組合の茨木支部加入店の訪問理美容出張費を助成するチケット、¥1枚につき出張費上限千円(施術料実費)、備年度の上限枚数は申請が4〜6月14枚、7〜9月13枚、10〜12月12枚、1〜3月11枚、申長寿介護課 ☎ 620・1637

市戦没者追悼式にご参列を

先の大戦における戦没者に対し、追悼の誠を捧げ、恒久平和への誓いを込めて、戦没者追悼式を行います。時11月2日(土)、午前10時から、所フリイトセンターセンターホール、対戦没者の遺族・関係者・市民、内地域福祉課 ☎ 620・1634

共同募金にご協力を

10月1日から、共同募金運動(赤い羽根・歳末たすけあい)が実施されます。皆さんから寄せられる善意の募金は、地域福祉の推進や災害時のボラン

ティア活動の資金等に活かされます。1人でも多くの温かいご支援をお願いします。なお、募金の取りまとめは、自治会等を通じてお願いしています。申10月1日〜12月6日に、□座振替または直接、市社会福祉協議会 ☎ 627・0033(平日)

宅地建物取引業人権推進員制度をご存知ですか

府では、宅地建物取引における人権問題をなくすため、業界団体と連携し、宅建業者の従事者を対象に同推進員を養成しています。推進員を設置している店にはステッカーを掲示しています。内府建築振興課 ☎ 62110・9734



「府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」啓発推進月間

同条例は、部落差別事象の発生を防止し、基本的人権を擁護するため、部落差別を引き起こすおそれのある個人や土地に関する事項の調査・報告等の行為を規制しています。部落差別につながるおそれのある調査の依頼はやめましょう。皆さんのご理解とご協力をお願いします。内府人権擁護課 ☎ 62110・9282



健康保険・年金

新しい被保険者証を送付

現在使用している国民健康保険被保険者証（退職被保険者証含む）は、10月末で有効期限が切れます。新しい被保険者証は、簡易書留で10月中に自宅へ送付します。11月1日以降は、必ず新しい緑色の被保険者証をご使用ください。

10月25日までに被保険者証が届かない場合はお問い合わせください。**国民健康保険課（国保）** ☎620・1631

大阪府	有効期限	令和2年10月31日
国民健康保険	証号	茨国 番号 1234567
被保険者証		
氏名	安本 一郎（見本）	
生年月日	昭和22年1月1日	性別 男
適用開始年月日	平成10年1月1日	
交付年月日	令和元年11月1日	交付年月日前有効
事業主氏名	安本 一郎（見本）	
住所	大阪府茨本市駅前三丁目8番13号	
被保険者番号	270124	交付者名 安本 一郎
		電話 072-622-8121（代表）

第1号被保険者への独自給付

【付加年金】国民年金の定額保険料（月16410円）に付加保険料（月400円）を上乗せして納めると、65歳から次の式で計算した額（200円×付加保険料を納めた月数）が老齢基礎年金額に加算されます。ただし、国民年金基金に加入している人、保険料免除等の承認を受けている期間は、付加保険料を納められません。**【寡婦年金】**第1号被保険者として保険料納付期間（保険料免除期間含む）が10年以上ある夫が、何の年金も受けずに亡くなった場合、10年以上継続して婚姻期間があり、夫によって生計維持されていた妻が、60歳から65歳になるまでの間、夫が受けら

れるはずであった老齢基礎年金額の4分の3を受けることができます。ただし、寡婦年金を請求した場合は、死亡一時金を請求することができません。**【死亡一時金】**第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が、老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けずに亡くなった場合、生計を同じくしていた遺族（配偶者、子等）に支給されます（支給額は保険料納付済み期間に応じて12〜32万円）。ただし、その遺族が遺族基礎年金を受けることができる場合は支給されません。**【国民健康保険（年金）】** ☎620・1632

年金相談のご利用を

年金記録や受給に関する相談は、吹田年金事務所相談員による出張年金相談をご利用ください。

【時】10月8日（火）、午前10時〜正午・午後1時〜4時、1人15分程度、**【所】**国民年金課、**【定】**先着15人、**【内】**国民年金、厚生年金等、**【持】**年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、職歴メモ等（本人以外の場合は委任状）、**【申】**10月1日、午前9時から、電話で同課（年金） ☎620・1632

障害年金相談のご利用を

社会保険労務士による障害基礎年金専門の予約相談を実施しています。窓口での待ち時間なく相談できますので、ぜひご利用ください。

【時】10月7日（月）16日（水）25日（金）、午前9時10分〜正午・午後1時10分〜4時、**【所】**国民健康保険課、**【定】**各先着6人、**【内】**障害基礎年金受給手続に関する相談（障害厚生年金除く）、**【持】**年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、医療機関受診等に関するメモ等（本人以外の場合は委任状）、**【申】**同課（年金） ☎620・1632

年金保険料の納付は前払いがお得

国民年金保険料は月額16410円（定額保険料）ですが、10月末までに来年3月分までの6か月分を前払い（前納）すると800円お得になります。納付書は、日本年金機構から送付されています。納付書がない人は、吹田年金事務所から取り寄せてください。**【同】**事務所 ☎06・6821・2401

ジェネリック医薬品（後発医薬品）のご利用を

ジェネリック医薬品は先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでおり、同等の効き目があると認められた上、安価です。全ての薬に対応しているわけではなく、薬局によっては取り扱っていない場合もありますので、まずはかかりつけの医師や薬剤師にご相談ください。**【国】**国民健康保険Ⅱ保険年金課（国保） ☎620・1631、後期高齢者医療保険Ⅱ府後期高齢者医療広域連合給付課 ☎06・4790・2031

休日・夜間窓口を開設 ～国民健康保険料、市税・清掃手数料～

国民健康保険料、市税・清掃手数料を納めていない人は、至急、最寄りの金融機関で納めてください。また、平日に銀行に行くことができない人や納付相談のある人のために、休日・夜間窓口を開設しますので、ご利用ください。**【時】**【休日】10月27日（日）、午前9時〜午後5時、【夜間】28日（月）、午後8時まで、**【所】**①国民健康保険料＝市役所本館1階7番窓口、②市税・清掃手数料＝市役所本館2階13番窓口、**【内】**夜間と休日は、本館東玄関横の地下通用口から入り、守衛室に声をかけてください。**【国】**①保険年金課（徴収） ☎620・1631、②収納課 ☎620・1616



本館東玄関横

税金

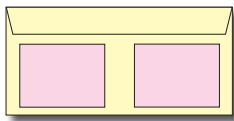
システム変更に伴う固定資産税課税方法と口座振替の変更

来年度から納税通知書が土地・家屋・償却資産を合算して税額計算した1通となります。なお、来年2月以降、固定資産税・都市計画税（土地・家屋分）または固定資産税（償却資産分）を口座振替している人で、土地・家屋分と償却資産分の両方に課税がある人は、次のように変更されますのでご注意ください。

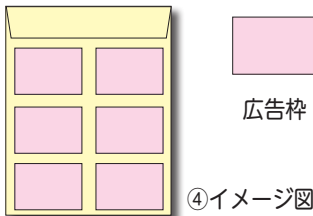
①土地・家屋分または償却資産分いずれかを口座振替している場合、合算した額を口座振替、②土地・家屋分、償却資産分を別口座で振替している場合、合算した額を土地・家屋分の登録口座から振替、③振替口座の変更希望者は、改めて口座振替の申請が必要ですので、12月27日までに手続きしてください。④納税通知書は資産税課税620・1615、口座振替は収納課620・1616

納税通知書等の封筒裏面への広告掲載企業等を募集

右下表のとおり、広告の版下作成までの経費は広告主が負担、封筒と封筒の印刷経費は市が負担、備広告原稿（案）はデータ（イラストレーター、文字はアウトライン化）または紙で提



①②③イメージ図



④イメージ図

納税通知書等の種類	通知書等の送付先	発送通数(※)	募集	広告料(1枠当たり)	広告枠	印刷色	広告掲載ができない業種
①固定資産税・都市計画税	市内に固定資産を所有する納税義務者	約 83,000 通	各 2 枠	85,000 円	縦 6cm×横 8cm	単色	要綱と基準に掲げるもののほか、証券・商品先物取引業の広告は掲載できません。詳細は市HP参照。
②個人市府民税	市府民税を個人で納付する人	約 63,000 通		65,000 円			
③軽自動車税	軽自動車税の納税義務者	約 46,500 通	50,000 円				
④法人市民税	市内に事業所を有する企業等の本社	約 8,200 通	6 枠	10,000 円	縦 7cm×横 10cm		

※発送通数は納税者数により変動します。

保育所(園)等入所受付一覧

No.	日程	場所・希望保育所等名	時間	No.	日程	場所・希望保育所等名	時間			
①	10/26(土)	彩都保育園	10:00	⑪	9(出)	てんのう中津保育園	13:00			
		彩都敬愛保育園	13:00			東奈良敬愛保育園				
		(仮称)認定こども園彩都敬愛幼稚園(注1)				11(月)		認定こども園白川敬愛保育園		
		認定こども園郡山敬愛保育園						なかよしわんぱく保育園		
		認定こども園東さくら保育園						12(火)	玉島保育園	
② 28(月)	認定こども園玉櫛たちばな保育園	15:00	ほづみ保育園							
③ 29(火)	鮎川保育園		18:00	⑭	13(水)	認定こども園たちばな保育園				
④ 30(水)	安威たんぼぼ学園	認定こども園ちとせ学院めぐみの森								
⑤	31(木)	たんぼぼ学園(注2)	18:00	⑮	14(木)	末広認定こども園				
		たんぼぼ triangle 学園				16(土)	認定こども園おとのほ学園			
⑥	11/1(金)	たんぼぼ bambi 保育園(注2)	17:00	⑯	15(金)		(仮称)幼保連携型認定こども園ときのはこども園(来年6月1日開園予定)(注6)			
		認定こども園くるみ敬愛保育園				10:00	松ヶ本認定こども園			
⑦	2(出) (注3)	市立保育所・市立認定こども園	13:00	⑰	16(土)		山手台保育園			
		さいのもと保育園				13:00	認定こども園中穂積敬愛保育園			
		さくらんぼこども園					15:00	認定こども園こどもの園敬愛保育園		
		認定こども園いばらき大谷学園						18:00	たんぼぼ中条学園	
		認定こども園ちとせ学院							認定こども園さんすい学園	
		保育園下穂積キッズ							21(木)	認定こども園いぶきの丘学園
		マリモ global kids								22(金)
南総持寺保育園	15:00	(仮称)幼保連携型認定こども園うたさくこども園(注7)								
小規模保育事業所・事業所内保育事業所		18:00	⑳	23(水)	市役所南館 10 階大会議室					
認定こども園ちとせ学院 Due 南茨木	＝市内の全保育所等(注8)									
⑧	5(火)	認定こども園ちとせ学院 Due 南茨木	15:00	㉑	21(木)	認定こども園いぶきの丘学園				
		花たちばな認定こども園					18:00	㉒	22(金)	認定こども園豊原学園
⑨	7(木)	あいの三島こども園	18:00	㉓	23(水)	認定こども園うたさくこども園(注7)				
		⑩					8(金)	水尾保育園	13:00	24(日)
⑪	9(出)		天王こども園	13:00	24(日)	＝市内の全保育所等(注8)				
		(仮称)天王こども園(分園)(注4)								
		ひだまり保育園								
		ゆめひだまり保育園(注5)	13:00							

出、広告主は審査により決定、**申11月15日**(必着)までに、申込書(市民税課で配付、市HPからダウンロード可)と広告原稿(案)を、郵送または直接
〒567-8505 同課 ☎ 620・1614

今月の納付(10月31日(木)まで)

- 市府民税第3期分
 - 一般廃棄物処理(清掃)手数料 第2期分
 - 介護保険料普通徴収第7期分
 - 国民健康保険料普通徴収第5期分
 - 後期高齢者医療保険料普通徴収第4期分
- 忘れずに納めてください。



教育・子ども

教育委員会定例会の傍聴を

時10月9日(水)、午後2時から、**所**市役所南館6階会議室、**備**定員・内容等詳細はお問い合わせください。一部非公開の場合あり、**関**教育政策課 ☎ 620・1680

青少年問題協議会の傍聴を

時10月28日(月)、午後7時から、**所**上中条青少年センター3階第1・2会議室、**定**先着5人(当日空きがあれば傍聴可)、**備**一時保育は10月21日までに要申込、**申**電話またはファックス(住

所・氏名・電話番号を記入)で、社会教育振興課 ☎ 622・5180、**関**622・9858

就学時健康診断を各小学校で実施

時11月(日程は各小学校により異なる、10月20日前後に送付する健康診断のお知らせまたは市HP参照)、**所**現住所での就学予定の小学校、**対**平成25年4月2日〜26年4月1日生まれ、**備**お知らせに同封の健康診断票を持参、受診は強制ではありません。**関**学務課 ☎ 620・1684

専門の医師等による特別教育相談

時10月31日(木)、午後2時〜5時、**所**フリエイトセンター、**対**市内在住の小中学生と保護者、**関**内精神科医による指導・助言、心理相談、**申**電話で教育センター ☎ 626・4400

こども育成支援会議の傍聴を

時・市HP参照またはお問い合わせください。**定**先着20人(当日空きがあれば傍聴可)、**関**市次世代支援行動計画(第4期)事業リスト等、**備**一時保育は10月7日までに要申込、**申**10月1日、午前9時から、電話または直接、**こ**も政策課窓口 ☎ 620・1625

来年度市立・私立幼稚園等園児を募集

市立幼稚園・認定こども園(1号認

来年度保育所等入所児童受付

時・**所**右ページ下表の通り、**関**来年度中に保育所(園)・認定こども園(2・3号認定子ども=保育所機能部分を利用する児童)、小規模保育事業所または事業所内保育事業所(以下、「保育所等」)への入所を希望する人(生後8週を経過した翌日から入所を希望する場合は、出産前でも申込可)、**備**申込書は10月1日から、各保育所等または保育幼稚園事業課で配付(市HPからダウンロード可)。必ず保護者が児童と同伴し、第1希望の保育所等に申し込んでください。期間中の申込が定員を超えた場合は、保護者が保育できない状況を考慮して、順次選考します。現在、入所中の人も11月22日までに在籍する保育所等で継続の申込が必要です。入所中の児童が転所(園)を希望する場合は、継続申請とは別に、11月24日までに転所(園)希望申請書の提出が必要です。**関**保育幼稚園事業課 ☎ 620・1638

【障害児保育】市内の保育所(園)、私立認定こども園では、障害がある児童の保育希望者を次の日程で受け付けます。

時10月24日(木)・25日(金)、午前9時15分〜正午、**所**子育て支援総合センター5階会議室、**関**障害要件のみに該当する世帯の3歳以上(平成29年4月1日以前生まれ)で身体障害者(児)手帳または療育手帳を有する児童、または、公的関係機関、医療機関で「障害」または「発達遅滞」が認められる児童、**備**申込書は10月1日から各保育所等

または保育幼稚園総務課で配付。10月15日までに保育幼稚園総務課に電話で要予約。面接がありますので、必ず保護者と児童でお越しください。なお、保育所等の定員の状況等で希望にそえない場合もあります。**関**保育幼稚園総務課 ☎ 655・2753



【保育所等入所受付(右表)注意事項】

受付は(注1)彩都敬愛保育園、(注2)たんぱぼtriangle学園、(注3)市役所南館10階大会議室、(注4)天王こども園、(注5)ひだまり保育園、(注6)認定こども園おとのほ学園、(注7)認定こども園豊原学園で実施。(注8)希望する保育所等の受付日に、どうしても申込ができない場合のみ。ただし、23日はNo.①〜⑧、24日はNo.⑨〜⑫の保育所等が対象。各市立保育所、市立認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所は市HP参照。

定子ども)市立幼稚園と認定こども園、保育幼稚園事業課で配付している申込書類を、10月1日～4日・7日、午後2時30分～4時30分に入園希望の市立幼稚園または認定こども園へ提出してください。「私立幼稚園」受付は10月1日から、「私立認定こども園(1号認定子ども)」詳細は各園にお問い合わせください。☎同課☎620・1638

★ まちづくり

**市総合計画後期基本計画(案)の
パブリックコメントを実施**

市内の施策の方向性を定める総合計画の後期基本計画(来年度～令和6年度)、備資料は政策企画課、情報ルーム、各図書館で閲覧可(市HPからダウンロード可)、提出された意見やこれに対する市の考え方は後日公表(住所、氏名等の個人情報非公開)、提出意見への個別回答、匿名または電話による意見の受付は行いません。☎10月10日～31日(消印有効)に、市HPの電子申込みまたは、意見書(様式自由)メールの場合はテキストファイル、どの項目の何についての意見を明確に)を、郵送・ファックス・メール(住所・氏名・連絡先を記入)、直接 ☎567-8505 同課☎620・1605、☎623・3025、✉kikaku@city.ibaraki.jp

いばらき・学生等連携事業
補助金採択事業

市では、大学生や高校生が取り組む地域の課題解決や地域活性化の活動を支援し、学生によるまちづくりを推進しています。今年度は、登録有形文化財を利用したカフェの運営、寒天づくり体験、茨高竹灯籠プロジェクト等、19件の事業で補助金を利用していきます。日程等詳細は市HP(下図読み取り)をご覧ください。☎政策企画課☎620・1605



淀川の洪水情報を
緊急速報メールで発信

淀川で氾濫の危険が高まった時、国土交通省から地域の携帯電話やスマートフォンに緊急速報メールを発信します。登録は不要ですが、利用機種により、対応していない場合があります。また、国土交通省HPで雨の状況や淀川の水位を確認できます。☎淀川ダム統合管理事務所☎072・856・3131

多世代近居・同居を支援する
補助制度のご利用を

☎子世帯(中学生以下の子どもがいる世帯または40歳未満の夫婦世帯)と親世帯(子世帯の父母または祖父母)のいずれかが近居・同居するために、住

10月は3R推進月間

きれいなまちに住み続けたい。そのためには、ごみを減らすことが大切です。リデュース、リユース、リサイクルの3Rで今ある快適な暮らしを未来につなげましょう。☎資源循環課☎620・1814

Rリデュース 1番大切なR
Reduce ごみを増やさない

- ・本当に必要な、考えて買う
- ・つめかえ用を買う
- ・食事は残さず食べる



Rリユース 2つめの大切なR
Reuse くり返し使う

- ・くり返し使えるものを選ぶ
- ・使わなくなったものは、人にゆずる
- ・レンタル、フリーマーケットを利用



Rリサイクル 3つめの大切なR
Recycle 資源として再生する

- ・リサイクルされた商品を買う
- ・資源に生まれかわるものは、分別して出す



10月は建築リサイクル法に基づく
全国一斉パトロール月間

市では、期間中に法令の周知・啓発と分別解体・再資源化の適正な実施の確保のため、関係機関と合同で現場パトロールを実施します。ご理解とご協力をお願いします。☎審査指導課☎

10月15日～21日は違反建築防止週間

市では、違反建築防止のため、期間中に啓発活動と現場パトロールを実施します。違反建築物の未然防止と良好な市街地の環境を形成するため、ご理解とご協力をお願いします。☎審査指導課☎620・1661

全国地域安全運動を実施

10月11日～20日に、同運動が実施されます。市民一人ひとりが防犯に対す

元市民会館解体工事の進捗状況

10月中旬に建物（地上部）の解体が完了し、続けて地下部の解体を行います。また、11月からは埋め戻し等の作業を予定しています。なお、建物に含まれるアスベストは、法令等による適切な手順・対策をふまえて、5月中に除去作業を完了しました。今後も騒音や通行規制等ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。進捗状況等は市HPをご確認ください。☎市市民会館跡地活用推進課 ☎655・2757



自転車から守りましょう

大阪で最も被害の多い犯罪は自転車

の認識を深め、犯罪の被害を防止しましょう。運動の重点取り組みは次のとおりです。▼子どもと女性の犯罪被害防止、▼特殊詐欺の被害防止、▼自動車関連犯罪とひったくりの被害防止【全国地域安全運動市民大会】10月16日(水)、午後2時から、所口ローズWAMワムホール、内式典、防犯教室（府警察生活安全指導班）、備参加者に記念品をプレゼント、関茨木警察署生活安全課 ☎622・1234

の盗難です（昨年26990件）。自転車の盗難の約半数は無施錠が原因です。大切な財産を守るため、自転車から離れる時は必ず鍵をかけましょう。また、防犯登録は法律上の義務です。関府自転車商防犯協力会 ☎6629・0750

開栓・閉栓は電子申込のご利用を

水道の利用開始・終了（開・閉栓）の際は、それぞれ営業課への届出が必要となります。届出は電子申込が便利です。詳細は市HPをご覧ください。関同課 ☎620・1691

水道の修理の際はご連絡を

水道本管からメーターまでの修理は工務課にご連絡を、メーターから蛇口までの修理は、市指定給水装置工事業者へ申し込んでください。また、平日の夜間、土・日曜日、祝日は、市が委託している市水道工業協同組合 ☎626・2300へご相談ください。関同



課 ☎622・2308

住宅や事業所等の緑化に関する助成

市では、緑あふれる魅力あるまちづくりの推進のため、道路に面した民有地で生垣設置、道路にはみ出た生垣の改良、壁面緑化、高木の植栽、それに伴うブロック塀等の撤去を行う場合、費用の一部を助成しています。

【必ず着工前に申請してください。要件・補助額等詳細は市HP参照（左図読み取り）、またはお問い合わせください。5いばらき環境ポイント付与、関農とみどり推進課 ☎620・1622



草花・樹木等の相談・勉強会

【相談】時①10月4日(金)、②11月16日(土)・③17日(日)、④12月6日(金)、①④午前10時～正午・午後1時～4時、②午前9時30分～午後4時、③午前9時30分～午後3時、所①④市役所南館1階玄関ロビー、②③中央公園南グラウンド（農業祭会場）、内花・樹木・野菜・果樹・病害虫等、備3いばらき環境ポイント付与、【勉強会】時10月4日(金)、午後1時30分～3時、所市役所本館3階第2会議室、内やさしい病害虫管理、備5いばらき環境ポイント付与、（以下共通）備詳細は市HP参照またはお問い合わせください。関農とみどり推進課 ☎620・1622

環境

10月1日は浄化槽の日

浄化槽は、普段実施されている保守点検・清掃とは別に、府環境水質指導協会による年1回の法定検査を受けることが義務付けられています。詳細はお問い合わせください。関法定検査同協会 ☎072・257・3531、保守点検・清掃 環境政策課 ☎620・1644

環境審議会の委員を公募

時委嘱日から2年間、対12月1日現在、18歳以上の市内在住・在勤・在学者（国・地方公共団体の議員、職員は除く）、定2人、市内の環境に関する基本的事項等を審議、申10月25日（消印有効）までに、申込書（環境政策課で配付、市HPからダウンロード可）と小論文を、郵送・メールまたは直接、〒567-8505 同課 ☎620・1644、☎ kankyoseisaku@city.ibaraki.jp

住宅用太陽光発電システム・蓄電システム等の設置に補助

対自宅に①住宅用太陽光発電システム・②①と同時に設置の家庭用燃料電池（エネファーム）・③強制循環型ソーラーシステム・④自然循環型太陽熱温水器・⑤蓄電システムを設置後（①は電力受給後）6か月以内の人、¥①

出力1キロワット当たり1万2500円(上限4キロワット)、上限②③④4万円・④3万円、**備②**は①と同時申請のみ、①③④⑤10・②20いばらき環境ポイント付与、**申**申請書(環境政策課で配付、市HPからダウンロード可)と必要書類を直接、同課窓口☎620・1644

PCB廃棄物は適正な処理を

PCB(ポリ塩化ビフェニル)を含む電気機器(変圧器、コンデンサー、業務用の照明用安定器等)を事業所で使用または保管する際は届出が必要です。電気室、キュービクル、倉庫等を点検し、PCBを含む電気機器がある場合は、すぐに届け出てください。PCB含有の有無は、機器メーカーや(株)JESCOのHP(<http://www.jesonet.co.jp>)等で判別できます。搬入荷姿登録を行い適正に保管し、予定処分期間内(高濃度Ⅱ来年度末、低濃度Ⅱ令和8年度末まで)に必ず適正な処理を行ってください。**問**府事業所 指導課☎6・6210・9583



商工・消費生活

中小企業事業資金融資のご利用を

市では、保証協会の保証付の市内中小企業向け事業資金融資のあっせんを行っています(右下表のとおり)。融

制度名		限度額	期間	貸付年利率
市	①中小企業振興資金融資	1,250万円(無担保)	600万円以下=60か月以内、600万円超1,250万円以下=84か月以内	5年以内=0.9%、5年超7年以内=1.0%
	②中小企業設備投資応援資金融資	3,000万円(無担保)	120か月以内	金融機関所定(1.0%以下)
府	③小規模サポート資金	2,000万円(無担保)	84か月以内	1.4~1.6%
	④開業サポート資金	3,500万円(無担保)		1.0~1.4%
	⑤経営安定資金(市町村認定が必要)	2億円(うち8,000万円は無担保)		金融機関所定
	上記以外の融資制度あり			

10月1日現在。貸付年利率は変更する場合があります。

資の申込に手数料は必要ありません。なお、制度には制約等があります。詳細は商工労政課にお問い合わせください。また、一部の融資には次のとおり補助があります。

【信用保証料の補助】 対右表の①③⑤のうち、600万円以下の制度融資、**持**

信用保証委託申込書(写)、印鑑(法人の場合は実印)、信用保証決定のお知らせ(写)(金融機関から交付)、返済予定表(写)(金融機関から融資手続完了後交付)、税の完納証明書(申請書は同課で配付)、本人名義の預金通帳、**申**貸付日から3か月以内に、同課☎620・1620

労働保険料の納付を忘れずに

労働保険料第2期分の納付期限は10月31日です。事業主は忘れずに納付してください。なお、事務組合へ事務委託している場合は納付期限が異なります。**問**茨木労働基準監督署☎604・5310

小売店等の活性化を支援

市内小売店等の活性化を図るため、事業へのアドバイスをしています。また、市内小売店等を改装する事業者市民・市内法人のみ)や、商店街または中心市街地で、業種・業態転換、新店出店等(いずれも小売業・飲食店のみ)を予定している事業者に、改装工事費の一部を補助(上限50万円)しています(工事計画前に相談要)。本制度は利用してから10年間経過すると、再度利用できます。**問**商工労政課☎620・1620

府よろず支援拠点無料相談

同拠点では、後継者の育成やITによ

消費生活だより

困り事は、気軽ににご相談ください。**問**消費生活センター☎624・1999

「初回無料」格安の表示にご注意を!

【事例】 SNSで「美容液が初回500円」という広告を見て商品を購入した。その後再び同じ商品が届き、6千円以上を請求された。2回目を申し込んだ覚えがないので電話すると、4回購入が条件の定期購入なので、中途解約できないと言われた。画面の下に説明が書かれていたようだが、申込時には気づかなかった。



【回答】 「お試し」と思って申し込むと、定期購入契約になってしまったという相談が寄せられています。初回無料、低価格が強調されているため、スマートフォン画面では定期購入という小さな注意書きを見落としがちです。条件によっては中途解約できない場合がありますので、注文前に契約内容をよく確認しましょう。

頑張る市内企業

紹介編 vol.89

株式会社アークスマイル（西中条町）




女性が美しく輝ける社会に

同社は、昭和57年（1982年）に市内でエステサロンを開業して以来、女性の美と健康をサポートしてきました。さらには、美容知識を学ぶスクールを設立し、エステティシヤンの育成や自宅開業のサポート等、女性の社会進出にも貢献しています。

また同社は、年1回の社内旅行や研修制度の充実、月4回のノー残業デーを導入するなど、従業員の仕事と生活の両立を支援。それらの取組みが評価され、昨年、市の「働きやすい職場づくり推進事業所」に認定されました。

高濱社長は「従業員が楽しく働ける会社、また女性が美しく輝ける社会をめざし、色々なことに挑戦します」と話しました。

商工労働課 ☎ 620・1620

高年齢者雇用を支援

情報発信、商品開発、事業計画の作成、人手不足等会社の抱えるさまざまな課題に対し専門家が無料で相談に応じます（電話可）。

所同拠点（大阪市中央区本町二丁目4-5）、**問**同拠点 ☎ 06・4708・1620

市とハローワーク茨木では、事業所へのチラシ送付等を通じて、高年齢者雇用の支援に取り組んでいます。また、

障害者雇用奨励金のご利用を

公共職業安定所と（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構では、高年齢者を積極的に雇用する事業所を支援するため、各種助成金を支給しています。高年齢者雇用に関する相談・助言をするアドバイザー制度もありますので、ご利用ください。**問**同機構大阪支部 ☎ 06・7664・0722

市では、障害者の雇用を促進するため、障害者雇用奨励金制度を設けてい

ます。また、障害者合同就職面接会への参加企業も募集しています。

【奨励金】対従業員数が30人以下で、知的・精神・重度身体障害者の市民を雇用保険の一般被保険者として雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金を受給した事業主、**内**左表のとおり、**申**支給対象期が終了した月の翌月から3か月以内に、商工労働課、**面接会参加企業**一時11月27日（水）、午後1時～4時、**所**市役所南館10階大会議室、**対**障害者の採用を考えている企業、**内**市障害者就労支援フェアで実施する合同就職面接会で、障害のある求職者との採用面接、**申**10月10日までに、電話で同課 ☎ 620・1620

対象労働者	支給額
重度身体・知的障害者	第1～3期に各30万円
重度身体・知的障害者（短時間労働者）	第1・2期に各21万円
精神障害者、重度以外の知的障害者	

特定求職者雇用開発助成金の対象期間を終了した月の翌月から起算し、6か月ごとに区分した期間を支給対象期（第1～3期）とする。

茨木商工会議所の無料相談

時・**所** 10月21日（月）、11月18日（月）、12月16日（月）、**金融相談**（事業資金・教育ローン）**所** 午後1時～3時、**創業相談**（午後2時～4時）、**税務相談** 12月16日

（月）、午後2時～4時、**所**・**問**同会議所 ☎ 622・6631

退職金は中退共制度で

中小企業退職金共済制度（中退共）は、中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。掛金は全額非課税で、一部を国が助成します。家族従業員も加入できます。詳細はHP（<http://chutai.kyo.taisyokin.go.jp/>）をご覧ください。**問**中退共大阪コーナー ☎ 06・6536・1851

消費生活の出前講座のご利用を

消費生活センターでは、消費生活に関するさまざまな情報や最近多い契約トラブルの事例と対処法を分かりやすく解説する出前講座を実施しています。悪質商法の手口を知り、被害を未然に防ぎましょう。

時原則平日、午前10時～午後4時で2時間以内、**対**市内で活動する10人以上の団体、**問**同センター ☎ 624・0799

消費者ホットライン188のご利用を

「悪質商法等による被害にあった」等のトラブルで困っていることはありませんか。そんなときは一人で悩まずに、消費者ホットライン188にご相談ください。専門の相談員がトラブル解決を支援します。**問**消費生活センター ☎ 624・1999



その他

川端康成文学館臨時休館

時 10月5日(土)、同館 ☎625・5978

施設利用できません

市の行事等に利用するため、次の日時の施設利用はご遠慮ください。なお、福祉文化会館・クリエイトセンターの11月抽選分の申込受付は10月20日～31日、生涯学習センター10月の抽選日は2日です。【福祉文化会館】文化ホール 来年11月1日・8日・15日・22日

午前9時～午後5時、11月21日～午後1時～10時、【クリエイトセンター】センターホール 来年11月1日・6日・7日・14日・20日～22日・27日～29日

終日、11月5日～午後6時～10時、多目的ホール 来年5月5日・22日～午後1時～10時、5月6日・15日・16日・28日～30日

終日、5月13日・23日・24日・27日～午前9時～午後5時、【生涯学習センター（火曜日休み）】きらめきホール 来年4月3日～午後0時30分～9時30分、4月4日～午前9時～午後6時、4月13日～20日

終日、【ローズWAM（火曜日休み）】ワムホール 来年5月10日～午後0時30分～6時、5月21日～午前9時～午後3時

上中条青少年センターの利用制限

同センターのトイレ改修工事に伴

い、10月2日～21日、午前9時～午後5時の貸室等の利用を制限します。ご理解とご協力をお願いします。詳細は市HPをご覧ください。同センター ☎622・5180

コミュニティ活動事業に助成

（一財）自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、市やコミュニティ組織（自治会等）が実施する事業に助成を行っています。詳細は、市HPをご覧ください。

①コミュニティの推進に関する事業、②青少年健全育成のための親子で参加するイベントや事業、③事前相談要、多数の場合抽選、④10月1日～11日（必着）に、申請書（市HPからダウンロード）を、郵送または直接、①〒567-8505 市民協働推進課 ☎620・1604、②〒567-0881

上中条二丁目 11-22、社会教育振興課 ☎622・5180

行政相談特設相談会

行政相談特設相談会

市では、10月7日～13日の行政相談週間にちなんで、同相談会を行います。同等の仕事に関する相談事や要望等を、行政相談委員がお聞きします。気軽にお越しください。

時 10月17日(木)、午後1時～4時、3



時 30分まで受付、所市役所南館東玄関ロビー、同市民生活相談課 ☎620・1603

ハロウィンジャンボ宝くじの発売

宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。府内の宝くじ売り場でお買い求めください。

時 【発売期間】10月18日(金)まで、【抽せん日】10月30日(水)、同（公財）府市町村振興協会 ☎06・6941・7441

小豆島町・竹田市宿泊施設利用補助は10日前までに申請を

姉妹都市・小豆島町と歴史文化姉妹都市・竹田市との交流促進を図るため、指定宿泊施設を利用する市民に、宿泊費用の一部を補助しています。



小豆島町の寒霞渓



竹田市の竹祭

所指定宿泊施設（市HPまたは文化振興課設置のチラシ参照）、④補助額 小豆島町 中学生以上1泊2千円、小学生1泊1500円、竹田市 中学生以上1泊5千円、小学生1泊3千円、利用額が補助額に満たない場合はその金額、利用回数 1人年間各1泊、同施設へ予約後、宿泊日の10日前までに申請書（文化振興課で配付、市HPでダウンロード可、要印鑑）を、郵送または直接、〒567-8505 同課 ☎620・1810

犬の飼い方教室

時 ①11月16日(土)、午後1時30分～4時30分、②17日(日)、午前10時～午後4時30分、所市役所南館①8階中会議室・②来庁者駐輪場、同茨木市、豊能町、能勢町、箕面市、池田市、吹田市、摂津市、島本町在住で、犬を飼養し、飼犬登録と狂犬病予防注射接種・伝染病混合ワクチン・ノミ・ダニの駆除をしている人、これから犬を飼養する人、④犬を飼うときのきまりや健康管理、しつけ方の講義、②飼い犬同伴しつけ方実技（①の参加者のみ、見学可）、⑤多数の場合抽選、⑥10月21日（消印有効）までに、府HPから電子申込、または電話、申込書（市民生活相談課で配付、府HPからダウンロード可）を郵送・ファックスで、〒562-0036 箕面市船場西一丁目11-35、府動物愛護管理センター箕面支所 ☎072・727・5223、FAX 072・727・4379

問 問合先、メールアドレス、HP ホームページ、保 一時保育あり（原則有料、詳細は事前にお問い合わせを）

10月の無料相談

祝日の場合は実施しません。相談内容・ときの項目に電話番号を表示している場合、電話で相談できます。子育てに関する相談は41ページ参照。

相談内容	とき	ところ
相続、離婚等の法律相談(各日先着16人)	毎週月・水・金曜日、13:00～17:00(※)	市民生活相談課 ☎620・1603 ※前日、8:45から電話で予約(前日が土・日曜日、祝日の場合は、その直前の開庁日)
日曜法律相談(先着7人)	27日(日)、9:30～13:00(23日、8:45から電話で予約)	
交通事故法律相談(各日先着5人)	毎週火曜日、13:00～15:30(※)	
国の仕事に関する行政相談(各日先着4人)	3日(木)・17日(木)、13:00～15:00(※)	
行政書士相談(各種書類の書き方)(先着5人)	2日(水)、9:30～12:00(※)、相続、遺言、離婚協議書、許可申請等	
司法書士相談(各日先着5人)	2日(水)=登記、相続、16日(水)・23日(水)=登記、相続、後見人、多重債務等、9:30～12:00(※)	
土地家屋調査士相談(先着5人)	16日(水)、9:30～12:00(※)、土地の境界等	
宅地建物取引相談(先着5人)	17日(木)、9:30～12:00(※)	
公証人相談(先着5人)	3日(木)、9:30～12:00(※)	
税務相談(先着5人)	10日(木)、13:00～16:00(※)	
戸籍相談(先着4人)	17日(木)、14:00～16:00(前日、8:45から電話で予約、市民課☎620・1621)	消費生活センター ☎624・1999
消費生活相談	毎週月～金曜日、9:00～16:30、12日(土)・26日(土)、9:00～12:00	
人権擁護委員による人権相談	10日(木)・24日(木)、13:00～15:00	市民生活相談課
ひとり親のための法律相談	29日(火)、13:00～16:00(1日、8:45から電話で予約、こども政策課☎620・1625)	こども政策課 ☎620・1625
母子・父子・寡婦家庭相談(離婚前も可)	毎週月～金曜日、9:00～17:00	障害福祉課 ☎620・1636 (FAX)627・1692
聴覚障害者生活相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00	あけぼの学園 ☎626・0105
障害児相談(18歳まで)	毎週月～金曜日、9:00～17:00(面談は要予約)	教育センター ☎626・4400
教育相談(小・中学生)	毎週月～金曜日、8:45～17:00(要予約)	
電話教育相談☎625・7830	毎週月～金曜日、8:45～17:00	
「いじめ」ホット電話相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00、☎0120・147970(小・中学生対象)、☎627・5511(保護者対象)、上記以外は☎0120・7285・25	
奨学金相談	毎週月～木曜日、10:00～18:00	教育委員会分室(予約は上記教育センター)
発達相談(小・中学生)	毎週月～金曜日、8:45～17:00(要予約)	
分譲マンション管理相談会(先着4組)	第2火曜日、9:00～12:00(7日前までに要予約)	居住政策課 ☎655・2755

相談内容	とき	ところ
女性面接相談	毎週月～土曜日(火曜日除く)、10:00～16:00(要予約)	男女共生センター ローズWAM ☎620・9920
女性電話相談☎621・0892	毎週月～土曜日(火曜日除く)、10:00～16:00	
男性のための電話相談	16日(水)・23日(水)、18:30～21:30	
女性のはたらき方相談	11日(金)、9:30～12:30(要予約)	
女性法律相談	17日(木)・19日(土)、9:30～12:30(2日、9:00から電話で予約)	配偶者暴力相談支援センター ☎622・5757
仕事なんでも相談	31日(木)、13:00～16:00	
デートDV電話相談☎622・7345	毎週土曜日、10:00～17:00	人権センター ☎622・6613
DV相談	毎週月～土曜日、9:00～17:00	各いのち・愛・ゆめセンター 豊川=☎643・1470 沢良宜=☎635・7667 総持寺=☎626・5660
人権相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00	
人権や生活上のさまざまな相談	毎週月～土曜日、9:00～17:00	商工労政課 ☎620・1620
①経営相談 ②創業相談	①主に毎週月・火・木曜日、②主に毎週月・木曜日、10:00～17:00(要予約)	仕事なんでも相談 毎週火～木曜日、10:00～16:00(予約優先、31日は12:00まで)
防火相談	毎日、8:45～17:15	
福祉まるごと相談会 ※どの会場でも相談可能です。コミセン=コミュニティセンター ☎655・2758	第1月曜日	春日コミセン
	第4月曜日	10:00 } 12:00 太田公民館 郡山自治会館
	第2火曜日	中条公民館
	第3火曜日、13:30～15:30	春日丘憩いの家
	第2・4水曜日	10:00 } 12:00 天王公民館
	第1木曜日	庄栄コミセン
	第1木曜日、13:30～15:30	丘の家ゆ楽
	第1・3木曜日	東コミセン
	第2木曜日	10:00 } 12:00 耳原・玉蘆公民館、東奈良コミセン
	第1・3金曜日	白川公民館
第3金曜日	畑田コミセン	